

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 111 号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和 61 年岩手県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>信託法</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）及び公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>設立趣意書</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 信託財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 引受け当初の<u>事業年度及び翌事業年度</u>（事業年度の定めがない信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(9) [略]</p> <p>(引受けの許可等)</p> <p>第 3 条 知事は、<u>前条</u>の公益信託引受け許可申請書を受理したときは、これを審査し、引受けを適当と認めるときは許可の、不適当と認めるときは不許可の通知をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(信託条項の変更の承認の申請)</u></p> <p>第 5 条 <u>法第70条の規定により、信託条項の変更の承認を受けようとする受託者は、信託条項変更承認申請書（様式第 3 号）</u>に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) <u>信託条項の変更案及び変更の理由</u>を記載した書類</p> <p>(2) <u>信託行為の変更にかかる条項の新旧比較対照表</u></p> <p>(3) <u>信託行為に定める手続を経たことを証する書類</u></p> <p>2 前項の<u>信託条項</u>の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければなら</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>公益信託ニ関スル法律</u>（大正11年法律第 62号。以下「法」という。）及び公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>設定趣意書</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 信託財産に属する<u>財産</u>となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) 引受け当初の<u>信託事務年度及び翌信託事務年度</u>（<u>信託事務年度</u>の定めがない信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(9) [略]</p> <p>(引受けの許可等)</p> <p>第 3 条 知事は、<u>前条第 1 項</u>の公益信託引受け許可申請書を受理したときは、これを審査し、引受けを適当と認めるときは許可の、不適当と認めるときは不許可の通知をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(信託の変更に係る書類の提出)</u></p> <p>第 5 条 <u>法第 5 条第 1 項の特別の事情が生じたと認める受託者</u>は、次に掲げる書類を<u>知事に提出しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>信託の変更を必要とする理由</u>を記載した書類</p> <p>(2) <u>信託の変更案を記載した書類及び新旧比較対照表</u></p> <p>2 前項の<u>信託</u>の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければなら</p>

ない。

3 第3条の規定は、第1項の信託条項変更承認申請書を受理した場合について準用する。

い。

(信託の変更の許可の申請)

第6条 法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとする受託者は、公益信託変更許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧比較対照表

(4) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

3 第3条の規定は、第1項の公益信託変更許可申請書を受理した場合について準用する。

(信託の併合の許可の申請)

第7条 法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとする受託者は、公益信託併合許可申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

(2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(5) 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の併合後2年間)の事業計画書及び収支予算書

(6) 第2条第2項第3号、第6号、第7号及び第9号に掲げる書類

2 第3条の規定は、前項の公益信託併合許可申請書を受理した場合について準用する。

(吸収信託分割の許可の申請)

第8条 法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けよう

とする受託者は、吸収信託分割許可申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- （2） 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- （3） 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表
- （4） 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類
- （5） 第2条第2項第3号に掲げる書類

2 第3条の規定は、前項の吸収信託分割許可申請書を受受理した場合について準用する。

（新規信託分割の許可の申請）

第9条 法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとする受託者は、新規信託分割許可申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- （2） 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- （3） 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧比較対照表
- （4） 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- （5） 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあつては、新規信託分割後2年間）の事業計画書及び収支予算書
- （6） 第2条第2項第3号、第6号、第7号及び第9号に掲げる書類

2 第3条の規定は、前項の新規信託分割許可申請書を受受理した場合について準用する。

（受託者の辞任の許可の申請）

第10条 法第7条の辞任の許可を受けようとする受託者は、受託者辞任許可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） [略]
- （2） 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

（受託者の辞任の許可の申請）

第6条 法第71条の辞任の許可を受けようとする受託者は、受託者辞任許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） [略]
- （2） 信託事務及び信託財産の現況を記載した書類

(3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

2 [略]

(受託者の解任の請求)

第7条 法第47条の受託者の解任の請求をしようとする委託者若しくはその相続人又はその信託管理人は、受託者解任請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) [略]

(2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者の選任の請求)

第8条 法第49条第1項の新受託者の選任を請求しようとする利害関係人は、受託者選任請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 受託者の任務終了の事実又は理由を記載した書類

(2) 新受託者となるべき者に係る第2条第2項第5号に掲げる書類及び就任承諾書

(信託管理人の選任の請求)

第9条 法第8条第1項の信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、信託管理人選任請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 選任を請求する理由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第2項第6号に掲げる書類

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第10条 法第22条第1項ただし書の規定により、信託財産を固有財産とすることについての許可を受けようとする受託者は、信託財産取得許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 信託財産を固有財産としようとする理由を記載した書類

(2) 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその価格を証する書類

2 第3条の規定は、前項の信託財産取得許可申請書を受理し

(3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

2 [略]

(検査役の選任の請求)

第11条 信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、検査役選任請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 選任を請求する理由を記載した書類

(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第12条 信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任の請求をしようとする委託者若しくはその相続人又はその信託管理人は、受託者解任請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) [略]

(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の請求)

第13条 信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとする利害関係人は、受託者選任請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類

(2) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第2項第5号に掲げる書類及び就任承諾書

た場合について準用する。

(信託財産管理命令の請求)

第14条 信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとする利害関係人は、信託財産管理命令請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類  
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第15条 信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとする信託財産管理者は、保存行為等範囲外行為許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第16条 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産管理者は、信託財産管理者等辞任許可申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第17条 信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、信託財産

管理者等解任請求書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 解任を請求する理由を記載した書類
- （2） 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第18条 信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとする利害関係人は、信託財産法人管理命令請求書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 受託者の死亡の事実を記載した書類
- （2） 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- （3） 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）

第19条 信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、信託管理人選任請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 選任を請求する理由を記載した書類
- （2） 信託管理人となるべき者に係る第2条第2項第6号に掲げる書類

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第20条 信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託管理人は、信託管理人辞任許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 辞任しようとする理由を記載した書類
- （2） 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- （3） 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第21条 信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しよ

うとする委託者若しくはその相続人又は他の信託管理人は、信託管理人解任請求書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 解任を請求する理由を記載した書類

（2） 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類（新たな信託管理人の選任の請求）

第22条 信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする利害関係人は、新信託管理人選任請求書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

（2） 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第2項第6号に掲げる書類

（信託の終了の請求）

第23条 信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとする委託者若しくはその相続人、受託者又は信託管理人は、信託終了請求書（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 信託の終了を請求する理由を記載した書類

（2） 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

（3） 残余財産の処分の見込みに関する書類

（諸届出）

第24条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、受託者は、氏名、住所又は職業（法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

（業務の監督）

第25条 法第3条及び第4条第1項の規定により検査を行う職員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（残余財産の処分の承認の申請）

第26条 条例第10条の申請書は、残余財産処分承認申請書（様式第21号）によらなければならない。

2 条例第10条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 公益信託終了の事由を記載した書類

（2） 公益信託終了の日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

（諸届出）

第11条 [略]

（業務の監督）

第12条 法第69条第1項の規定により検査を行う職員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（残余財産の処分の承認の申請）

第13条 条例第10条の申請書は、残余財産処分承認申請書（様式第9号）によらなければならない。

2 条例第10条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 公益信託終了の理由を記載した書類

（2） 公益信託終了の日の属する事業年度の事業状況報告書及び収支決算書

(3)～(5) [略]

3 [略]

(公益信託の終了の報告)

第14条 条例第11条の規則で定める書類は、前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類とする。

様式第2号(第4条関係)

第 号

年 月 日

[略]

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所

氏名 ㊟

信託条項変更承認申請書

公益信託 の信託条項を変更したいので、関係書類を添えて、承認を申請します。

(A4)

(3)～(5) [略]

3 [略]

(公益信託の終了の報告)

第27条 条例第11条の規則で定める書類は、前条第2項第1号に掲げる書類とする。

2 清算受託者(信託法第177条に規定する清算受託者をいう。)

は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算終了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

[略]

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所

氏名 ㊟

公益信託変更許可申請書

公益信託 の信託を変更したいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A4)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所

氏名 ㊟

公益信託併合許可申請書

公益信託 を と併合したいので、関係



書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住所

氏名 ㊟

吸収信託分割許可申請書

公益信託 の信託財産の一部を の信託  
財産としたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

受託者 住所

氏名 ㊟

岩手県知事 様

新規信託分割許可申請書

公益信託 の信託財産の一部を の信託  
財産としたいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第4号(第6条関係)

[略]

様式第7号(第10条関係)

[略]

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名 ㊟

検査役選任請求書

公益信託 の検査役の選任について、関係書類を  
添えて、請求します。

(A 4)

様式第5号(第7条関係)

[略]

様式第6号(第8条関係)

[略]

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第12条関係)

[略]

様式第10号(第13条関係)

[略]

様式第11号(第14条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名 ㊟

信託財産管理命令請求書

公益信託 の信託財産管理者による管理を命ずる  
処分について、関係書類を添えて、請求します。

(A4)

様式第12号 (第15条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

信託財産管理者

(信託財産法人管理人) 住所

氏名 ㊟

保存行為等範囲外行為許可申請書

公益信託 の保存行為等の範囲を超える行為につ  
いて、関係書類を添えて、許可を申請します。

(A4)

様式第13号 (第16条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

信託財産管理者

(信託財産法人管理人) 住所

氏名 ㊟

信託財産管理者等辞任許可申請書

公益信託 の信託財産管理者 (信託財産法人管理  
人) を辞任したいので、関係書類を添えて、許可を申請しま  
す。

(A4)

様式第14号 (第17条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名 ㊟

信託財産管理者等解任請求書

公益信託 の信託財産管理者 (信託財産法人管理  
人) の解任について、関係書類を添えて、請求します。

(A4)

様式第15号 (第18条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名 ㊟

信託財産法人管理命令請求書

公益信託 \_\_\_\_\_ の信託財産法人管理人による管理を命  
ずる処分について、関係書類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第16号 (第19条関係)

年 月 日

岩手県知事 \_\_\_\_\_ 様

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

信託管理人選任請求書

公益信託 \_\_\_\_\_ の信託管理人の選任について、関係書  
類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第17号 (第20条関係)

年 月 日

岩手県知事 \_\_\_\_\_ 様

信託管理人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

信託管理人辞任許可申請書

公益信託 \_\_\_\_\_ の信託管理人を辞任したいので、関係  
書類を添えて、許可を申請します。

(A 4)

様式第18号 (第21条関係)

年 月 日

岩手県知事 \_\_\_\_\_ 様

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

信託管理人解任請求書

公益信託 \_\_\_\_\_ の信託管理人の解任について、関係書  
類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第19号 (第22条関係)

年 月 日

岩手県知事 \_\_\_\_\_ 様

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

新信託管理人選任請求書

公益信託 \_\_\_\_\_ の新たな信託管理人の選任について、  
関係書類を添えて、請求します。

(A 4)

様式第20号 (第23条関係)

年 月 日

<p>様式第9号（第13条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>岩手県知事 様</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名 ④</p> <p>信託終了請求書</p> <p>公益信託 の信託の終了について、関係書類を添えて、請求します。</p> <p>(A4)</p> <p>様式第21号（第26条関係）</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。